

水戸市雨水貯留施設等設置補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、雨水の有効利用及び地下浸透による地下水のかん養を促進し、良好な水環境を創造するため、雨水貯留施設、雨水浸透施設又は浄化槽転用貯留施設（以下「雨水貯留施設等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、雨水貯留施設等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 雨水を散水等に利用するため、雨水を貯留して一時的に流出を抑制する施設をいう。
- (2) 雨水浸透施設 雨水を地下に浸透させる施設をいう。
- (3) 浄化槽転用貯留施設 不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用した施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住する者又は居住する予定がある者で、自らが居住する住宅（住居の用途以外の用途を兼ねるものを含む。）に雨水貯留施設等（雨水浸透施設にあつては、市街化区域内に設置されるものに限る。）を設置するものとする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 本市の補助金を受けて同一種類の雨水貯留施設等を設置したことのある者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力若しくは関与する者、暴力団と親密な交際をする者その他暴力団と社会的に非難される関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、雨水貯留施設等の設置に要する経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、別表に定める補助限度額を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留施設等設置補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を雨水貯留施設等設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに雨水貯留施設等設置補助金変更等申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 設置の計画を変更しようとするとき。

(2) 設置を中止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、雨水貯留施設等設置変更等承認書(様式第4号)により設置者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 設置者は、雨水貯留施設等の設置を完了したときは、速やかに雨水貯留施設等設置補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、雨水貯留施設等設置補助金確定通知書(様式第6号)により当該設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を設置の完了後に交付するものとする。

(交付の請求)

第11条 設置者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留施設等設置補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 設置者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の前日に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の前日に作成した様式第1号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の前日に作成した様式第1号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

別表（第4条関係）

区 分	補助限度額
雨水貯留施設	住宅1棟につき30,000円
雨水浸透施設	住宅1棟につき30,000円
浄化槽転用貯留施設	住宅1棟につき50,000円